

豊能町立図書館利用の制限基準

令和5年4月1日

豊能町立図書館運営規則（昭和60年教育委員会規則第3号）第7条の規定により、利用者が次の指示事項を遵守しない場合は施設の利用を禁止をすることができる。

- 1 パソコン、タブレット及びスマートフォンの持ち込み利用については、参考図書コーナーでの利用及び電源の不使用並びに消音での利用のみとする。
- 2 図書館資料を利用しない館内での学習等については認めない。
- 3 館内での飲食は禁止する。ただし、当分の間、水筒及びキャップのできる容器を用いての水分補給は可能とする。
- 4 当分の間、コロナ禍のため館内での滞在時間は60分以内とする。